

**会津若松市下水浄化工場等包括的運転管理業務委託
公募型プロポーザル方式募集要項**

1 業務概要

(1) 業務名 会津若松市下水浄化工場等包括的運転管理業務委託

(2) 業務の目的

本業務は、会津若松市上下水道局が管理する下水道施設（下水浄化工場、浄化センター及びポンプ場等）の維持管理について予防保全型を維持するため、各種業務について民間事業者の創意工夫を促し効率的な維持管理が図られるよう複数年契約で包括的に委託するものであり、下水道施設の長寿命化推進、下水浄化工場内の空きスペース・未利用地の利活用及び下水道事業のイメージアップを図ることを目的とする。

(3) 業務実施場所（下表のとおり。）

事業名	施設名	所在地
公共下水道事業	会津若松市下水浄化工場	会津若松市神指町大字北四合字伊丹堂 99
〃	北会津北部浄化センター	会津若松市北会津町真宮字大堀端 23
〃	河東浄化センター	会津若松市河東町大字代田字堰東 10
〃	マンホールポンプ場 46 箇所	会津若松市新横町地内外
農業集落排水事業	赤井地区浄化センター	会津若松市湊町大字赤井字赤井 210-2
〃	共和地区浄化センター	会津若松市湊町大字共和字宝名分 283
〃	界沢地区浄化センター	会津若松市高野町大字界沢 280
〃	宮木浄化センター	会津若松市北会津町宮木字後庵東 28-3
〃	上米塚浄化センター	会津若松市北会津町上米塚字村北 1333
〃	下荒井浄化センター	会津若松市北会津町下荒井字畑中 8-2
〃	北会津西部浄化センター	会津若松市北会津町宮ノ下字下長谷地 1
〃	マンホールポンプ場 20 箇所	会津若松市北会津町地内外

(4) 業務の内容

会津若松市下水浄化工場等にかかる各施設（処理場・マンホールポンプ場）の運転管理、保守点検、汚泥処分、水質分析、環境計測、電力・薬品等のユーティリティ調達、一部の修繕業務、環境整備などを包括的に行う。

また、下水浄化工場内の空きスペースの有効利用や敷地内の未利用地の利活用を図るとともに、当該運転管理業務で発生する汚泥肥料を活用し、市民等への下水道事業のイメージアップに繋がる業務を行う。詳細は、会津若松市下水浄化工場等包括的運転管理業務委託要求水準書のとおり。

(5) 契約期間 令和4年12月中旬から令和9年3月31日まで

（履行期間：令和5年4月1日から令和9年3月31日までの4年間）

※契約締結日から業務委託開始前日までの期間は、研修及び業務習熟期間とし、当該期間に関する経費は、受注者の負担とする。

- (6) 業務時間 1日24時間通年とする。
- (7) 委託料の上限額 1,607,528,000円以内（消費税及び地方消費税を除く。）
- (8) 履行期間中の各年度の支払い上限額
 - 令和5年度 400,596,000円（消費税及び地方消費税を除く。）
 - 令和6年度 401,595,000円（ 〃 ）
 - 令和7年度 403,742,000円（ 〃 ）
 - 令和8年度 401,595,000円（ 〃 ）なお、委託料の支払いは、各年度の四半期毎の後払いとする。

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加することができる者は、参加意向申出書の提出期限の日から契約締結までの間、継続して、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号）に基づく登録者（本社・本店での登録があれば可）であること。
- (2) 会津若松市競争入札参加資格及び審査等に関する規程（平成16年会津若松市告示第90号）第5条の規定に基づき作成した名簿（以下「資格者名簿」という。）の**下水道処理施設維持管理業務**に登録されていること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会津若松市入札参加停止等措置基準（平成25年3月22日決裁）に基づく入札参加停止措置期間中でないこと。
- (5) プロポーザルに参加する他の者と資本関係（親会社・子会社等の関係）又は人的関係（取締役等の兼務）がないこと。
- (6) 会津若松市発注工事等からの暴力団等排除措置要綱（平成19年12月14日決裁）に定める排除措置対象者でないこと。
- (7) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。
- (8) 消費税及び地方消費税、並びに市税を滞納していないこと。
- (9) 次の事項を全て満たす終末処理場の維持管理業務委託について、日本国内において、平成20年4月以降に複数年契約を元請けとして受託し、かつ、1年以上誠実に履行した実績（本社・支社等を問わない）を有する者
 - ① 標準活性汚泥法（20,000m³/日（日最大）以上の処理能力を有する施設）を用いる水処理施設
 - ② 汚泥消化設備を有する汚泥処理施設
- (10) 次の事項を全て満たす総括責任者を専任で配置できる者であること。
 - ① 下水道法施行令第15条の3に定める資格を有する技術者である者
 - ② 下水道法で定める公共下水道もしくは流域下水道の終末処理場（20,000m³/日（日最大）以上の施設能力の標準活性汚泥法による施設）における維持管理実務経験が3年以上あり、かつ、総括責任者又は副総括責任者としての実務経験が合計2年以上ある

者

(11) 次の事項を全て満たす副総括責任者を専任で配置できる者であること。

- ① 下水道法施行令第 15 条の 3 に定める資格を有する技術者である者
- ② 下水道法で定める公共下水道もしくは流域下水道の終末処理場（20,000m³/日（日最大）以上の施設能力の標準活性汚泥法による施設）における維持管理実務経験が 2 年以上あり、かつ、総括責任者又は副総括責任者としての実務経験が合計 1 年以上ある者

3 スケジュール（予定）

プロポーザルによる受託候補者の選定は、以下の日程により実施する。

No.	項目	日程
1	公募開始（公告日）	令和 4 年 7 月 29 日（金）
2	現地確認及び資料閲覧期限	令和 4 年 8 月 31 日（水）16 時まで
3	質問書の受付期限	令和 4 年 9 月 2 日（金）17 時まで
4	参加意向申出書の提出期限	令和 4 年 9 月 12 日（月）17 時まで
5	参加資格審査結果の通知	令和 4 年 9 月中旬
6	業務提案書の提出期限	令和 4 年 10 月 20 日（木）まで
7	選考委員会（プレゼンテーション及びヒアリング）の開催	令和 4 年 11 月 9 日（水）予定
8	選定結果通知	令和 4 年 11 月中旬
9	契約内容に関する詳細打合せ	令和 4 年 11 月中旬～
10	契約締結（予定）	令和 4 年 12 月中旬予定

4 募集要項等の入手方法

募集要項及び各種様式については、会津若松市ホームページからのダウンロードにより入手すること。なお、窓口又は郵送による配布は行わない。

（掲載場所）

トップページ>事業者の方へ>分野別（入札情報）>各分野のページ（3 公募（プロポーザル方式等）

5 現地確認及び資料の閲覧

現地確認及び資料の閲覧を希望する場合は、以下のとおり申し込むものとする。

(1) 実施期間

参加募集の公告日から令和 4 年 8 月 31 日（水）16 時までの間とし、希望日時の 3 営業日前までに会津若松市上下水道局総務課へ申し込みをするものとする。希望日時を参考に会津若松市上下水道局が指定する日時で実施することし、時間帯は午前 9 時から午前 11 時 45 分又は午後 1 時から 4 時までの間とする。

また、現地（各施設）への移動手段は、参加者各自で手配すること。

(2) 実施場所

- ① 現地案内 下水浄化工場ほか各処理場、マンホールポンプ場
- ② 閲覧場所 会津若松市上下水道局庁舎1階 第一会議室（予定）
- ③ 閲覧資料

維持管理月報、年報等の各施設の運転状況を確認できる資料及び設備台帳等

※ 資料等の撮影（写真等）を可。各自必要な撮影機器等を準備すること。会津若松市上下水道局では複写機によるコピー等の対応はしない。

(3) 申込方法

現地確認及び資料閲覧申込書（様式第5号）に必要事項を記入し、FAX又は電子メールで申し込むこと。送付後は下記提出先に確認の電話をすること。

- (4) 申込先 〒965-0064 福島県会津若松市神指町大字黒川字石上 33 番地の 2
会津若松市上下水道局 総務課

電話番号 : 0242-22-6073

FAX番号 : 0242-22-6173

メールアドレス : suidou@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

6 質問書の受付及び回答

本募集要項等に関する質問及び回答は、次のとおり受け付ける。

- (1) 受付期限 令和4年9月2日（金）17時必着
- (2) 提出先及び提出方法

募集要項及び業務提案書の作成に係る質問は、質問書（様式第6号その1及びその2）によりFAX又は電子メールにて受付する。送付後は、下記提出先に確認の電話をすること。

なお、直接窓口を持参した場合は、受理しない。

提出先：会津若松市上下水道局 総務課

電話番号 : 0242-22-6073

FAX番号 : 0242-22-6173

メールアドレス : suidou@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

(3) 回答方法

質問書に対する回答は、提出者あてにFAX又は電子メールにより随時回答するとともに、会津若松市ホームページに掲載する。

なお、要求水準書等に関する回答は、要求水準書等記載事項の追加又は修正とみなす。電話及び口頭による個別対応は行わない。

7 参加意向申出書の提出等

- (1) 提出期限 令和4年9月12日（月）17時必着
- (2) 提出先 〒965-0064 福島県会津若松市神指町大字黒川字石上 33 番地の 2
会津若松市上下水道局 総務課
- (3) 提出方法 郵送とする。提出期限内必着のこと。※直接持参した場合は、受理しない。
- (4) 提出書類

No.	提出書類	留意事項
1	参加意向申出書	様式第1号
2	下水道処理施設維持管理業者登録の写	2. 参加資格要件等(1)を参照
3	登記事項証明書(写し可)	入札公告日以降に交付されたものを提出
4	会社概要関係書類	(任意様式)所在地、資本金、業務内容、社歴が確認できるもの
5	財務状況関係書類	直近3期分の貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書及び株主資本等変動計算書
6	労働条件関係書類	労働関係に基づく各種規則や協定の整備状況が確認できるもの ・就業規則及び労働基準法第36条の時間外及び休日労働に関する協定書等
7	類似業務受注実績表	様式第2号 2. 参加資格要件等(9)を参照
8	類似業務受注実績を証する契約書の写し、又は実績を証明できる書類	類似業務受注実績表に記載した案件
9	消費税及び地方消費税、並びに市税に滞納がないことの証明書(写し可)	入札公告日以降に交付された納税証明書を提出すること
10	総括・副総括責任者(予定者)の経歴及び資格	様式第3号及び第4号 2. 参加資格要件等(10)(11)を参照

※ 上記提出書類で参加資格要件を確認できない場合、追加書類の提出を求める場合がある。

(5) 参加資格審査及び審査結果の通知

参加事業者から提出された参加意向申出書及び添付書類をもとに、事務局において参加資格及び失格条項の内容により審査を行う。参加資格審査結果については決定後速やかにFAXで通知するものとする。

(6) 辞退方法

参加意向申出書を提出した後に辞退する場合は、業務提案書の提出期限の日までに辞退届(様式第11号)を提出すること。なお、辞退届は、郵送又は持参により提出すること。

8 業務提案書の提出等

業務提案書は、参加意向申出を行って参加資格の確認を受けた者のみ、提出ができるものとし、次のとおり提出すること。

(1) 提出期限

令和4年10月20日(木) 会津若松郵便局に必着

(2) 郵送宛名

〒965-8799 会津若松郵便局留 会津若松市上下水道局 総務課 行

「会津若松市下水浄化工場等包括的運転管理業務委託プロポーザル参加書類」 在中

※ 提出用封筒作成方法については、別紙「提案書提出用封筒の作成方法」のとおりとすること。

(3) 提出方法

「簡易書留郵便」又は「一般書留郵便」にて会津若松郵便局留として郵送すること。

なお、郵便局留の保管期間は10日間であるため、上記(1)の提出期限までに会津若松郵便局に到着するよう、十分留意すること。

※ 提出方法以外、または直接会津若松市上下水道局総務課へ持参した場合は、受理しない。

(4) 提出部数

- ① 業務提案書（様式第7号その1及び2）
正本1部、副本7部（副本は正本の写しでも可とする。）
- ② 提案見積書（様式第8号）及び提案見積に係る積算内訳書（様式第9号） 各1部
- ③ プレゼンテーション及びヒアリング出席者報告書（様式第10号） 1部

(5) 業務提案書の内容

業務提案書の記載内容については、以下の章立てに沿って作成すること。

- ① 業務実施計画
- ② 業務実施体制
- ③ 運転管理に関する考え方
- ④ 保守点検に関する考え方
- ⑤ 汚泥処分に関する考え方
- ⑥ 電力・薬品等のユーティリティ調達に関する考え方
- ⑦ 水質分析、環境計測に関する考え方
- ⑧ 修繕計画に関する考え方
- ⑨ 業務の一部再委託の方針に関する考え方
- ⑩ 省エネルギー対策に関する考え方
- ⑪ 防災、災害及び緊急時等の危機管理に関する考え方
- ⑫ 研修体制、人材育成に関する考え方
- ⑬ 業務の引継ぎに関する考え方
- ⑭ 地域貢献（地元経済・地元雇用等）に関する考え方
- ⑮ 下水浄化工場未利用地等（土地及び工場空きスペース）の有効活用に対する提案と実行性
- ⑯ その他の業務（技術力等）提案

(6) 業務提案書作成上の注意点

- ① 業務提案書について、正本は「業務提案書（様式第7号その1）」、副本7部は「業務提案書（様式第7号その2）」を表紙として使用すること。参加事業者名は正本の表紙にのみ記入し、それ以外には参加事業者名やロゴマーク等は記載しないこと。
また、表紙には提出日付（受付番号の記載不要）を記入し、さらに副本には通し番号（1～7）を記入すること。
- ② 業務提案書には頁番号を付すこと。（表紙は含めない。）
また、各項目の開始頁には「様式第7号（別添1～16）」をそれぞれ添付するとともに、

受付番号を付すこと。

- ③ 業務提案書の作成にあたっては、書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限ること。
- ④ 業務提案書の提出にあたっては、日本工業規格 A4 版縦置き横書き左綴りで作成し、袋とじにて提出すること。（A3判折込挿入は可）
- ⑤ 電子記憶媒体での提出は認めない。
- ⑥ 業務提案書に未提出部分や記載漏れがあった場合、当該項目を0点とする。

(7) 提案見積書

提案見積書については、「提案見積書（様式第8号）」を使用し、「提案見積に係る積算内訳書（様式第9号）」を添付し、業務提案書とは別に厳重に封緘のうえ、1部提出すること。

なお、積算内訳書における項目・種別等の区分は任意とする。

(8) その他の留意事項

① 委託料について

会津若松市上下水道局が委託期間を通じて支払う委託料は、提案見積書の金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額を基準額とする。

なお、業務の引継ぎ及び業務実施準備に関する費用については受託者の負担とする。

② 土地及び施設の利用について

受託者は履行期間中、当該事業用地及び施設を無償で使用することができるものとする。ただし、使用上の汚損等による弁償は受託者の負担とし、善良な管理者として、施設全体の光熱水費、通信等の経費について節減に努めるものとする。

また、受託者の事務室への通信機器等の設置及びそれら機器等に係る経費については受託者の負担とする。

③ リスク管理及び分担について

下水道管理者としての責任は会津若松市上下水道局にあるが、業務範囲における施設の運転・維持管理上の責任は、原則として受託者が負うものとする。

また、本業務に係るリスクの分担については要求水準書によるものとする。

④ 業務の再委託について

業務を一括しての再委託等は禁止する。ただし、業務の一部について、会津若松市上下水道局の承認を得たものは再委託できるものとする。

⑤ 業務提案書（正本）の表紙以外には、参加事業者名を記載しないこと。

また、業務提案書の内容に金額は記載しないこと。

9 提出資料の取扱い等

- (1) 業務提案に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- (2) 業務提案書の著作権は、提案者に帰属する。ただし、受託候補者に決定した者が作成した業務提案書については、会津若松市上下水道局は無償で使用できるものとする。
- (3) 提出された業務提案書について書き換え、引き換え又は撤回することはできない。
- (4) 提出された業務提案書は、返却しない。
- (5) 業務提案書は、審査以外には無断で使用しない。ただし、会津若松市情報公開条例その他

関係法令に基づき、開示する場合がある。

10 審査方法

(1) 審査方法

本プロポーザル参加者による業務提案を受け、評価項目、評価内容、配点、採点基準、最低得点等については、「会津若松市下水浄化工場等包括的運転管理業務委託事業者評価基準」に基づき、選考委員による審査並びに評価を行い、受託候補者を選定する。

(2) 選考委員会によるプレゼンテーション・ヒアリングについて

参加意向申出書による参加資格審査により、参加資格を得た者のみに参加資格審査結果とあわせて通知する。

- ① 開催日（予定） 令和4年11月9日（水）
- ② 場 所 会津若松市上下水道局 2階入札室（予定）
- ③ 説 明 者 参加者側の説明者は3名までとする。
- ④ 順序及び集合時間 参加順及び集合時間については、参加意向申出書を受理した後に F A X 又は電子メールにて連絡する。
- ⑤ 説 明 時 間 等 プレゼンテーションは各参加事業者30分以内とし、プレゼンテーション終了後、ヒアリングを15分程度行う。
- ⑥ 資 料 配 布 等 選考委員会では、提出した業務提案書の内容以外の資料の配布や投影は禁止する。

(3) 実施方法

自由形式とし、希望する参加事業者は電子機器を用いて行うことができる。ただし、参加事業者が判明するものは除くこと。

なお、プレゼンテーションで使用する機器は、参加事業者において用意すること。（プロジェクター及びスクリーンは会津若松市上下水道局で準備する。）

(4) 説明者人数

業務提案書の内容を熟知している3名以内とし、プレゼンテーション及びヒアリング出席者報告書（様式第10号）に出席（予定）者の所属、役職、氏名を記載し、業務提案書とともに提出すること。

(5) その他

業務提案書提出時に添付していない資料等を新たに提出することはできない。

11 結果の通知及び公表

審査において選定された受託候補者名について、提案者全員に F A X で通知する。また、契約締結後、選考結果をホームページにおいて公表する。

なお、本プロポーザルに審査結果に関する異議申立て、質問等には応じない。

12 失格又は無効

本プロポーザル参加者が、次のいずれかの事項に該当した場合は失格又は無効とする。

- (1) 「1.業務概要」に定める委託料上限額を超える提案である場合

- (2) 「2.参加資格要件」に定める要件を満たさない（満たさなくなった）場合
- (3) 「7.参加意向申出書の提出等」に定める参加意向申出書を提出しなかった場合
- (4) 「8.業務提案書の提出等」に定める提出期限を過ぎて提出された場合
- (5) 提案書を指定した方法以外の方法で提出された場合
- (6) 提案書その他提出書類に虚偽の記載をした場合
- (7) 提案書その他提出書類が民法（明治29年法律第89号）第95条（錯誤）に該当する場合
- (8) 誤字、脱字により意思表示が不明瞭である場合
- (9) 本市職員から不正にプロポーザル又は選考にかかる情報を得ようとし、又は得た場合
- (10) 会津若松市下水浄化工場等包括的運転管理業務委託プロポーザル選考委員会（以下「選考委員会」という。）の委員に対する働きかけなど、審査の公平性に影響を与える行為があったと認められた場合
- (11) 前2号のほか選考に影響を及ぼすおそれがあると会津若松市上下水道事業管理者が判断する不正な行為を行った場合
- (12) その他、本要項に定める条件（軽微なものは除く。）に違反すると認められた場合

13 契約手続等

本プロポーザルにおいては、本業務に適した提案者を選定するのみであり、契約を締結するまでは会津若松市上下水道事業管理者との契約関係は生じない。

(1) 業務内容に関する協議

本業務の内容は、会津若松市上下水道局が示した要求水準書及び受託候補者が提出した業務提案をもとに仕様書として確定するが、業務目的達成のために必要と認められる場合は、会津若松市上下水道局と受託候補者の協議により、業務提案の内容を変更したうえで業務内容を確定することがある。

また、受託候補者との協議が整わなかった場合や受託候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において次点であった者と協議を行う。

(2) 契約手続き

会津若松市上下水道局は、会津若松市上下水道事業契約規程に定める随意契約により、受託候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認したうえで契約を締結する。

また、契約締結に当たっては、同規程に定める契約保証金を会津若松市上下水道局に納付しなければならない。ただし、同規程第8条各号に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(3) 契約金額

契約金額は、業務内容に関する協議結果に基づき、見積書を徴取し決定する。

なお、見積金額は委託料上限額を超えないものとする。

14 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出した業務提案書の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできない。

- (3) 提案者が1者しかいない場合においても、提案書及びヒアリングにより、選定を行う。
- (4) プレゼンテーション及びヒアリングを指定された日時は厳守することとし、天変地異等やむを得ない事情での遅刻、欠席をする場合は、速やかに会津若松市上下水道局総務課へ連絡すること。
- (5) 委任先を設けている場合には委任先の代表者名で全ての書類作成を行うこと。
- (6) 今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、本要項に定めるプロポーザルの実施方法を変更する場合がある。